

新城市ウィズコロナ事業継続支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症と共存しながら事業の継続に尽力されている事業者に補助金を交付します。

【概要】※詳細は、市ホームページ(ID:231360531)でご確認ください。

★対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち市内に事業所を有する者
- (2) 日本標準産業分類上、下記に属する事業者

| | | | |
|-----------------|-------------|---------------|-------------------|
| 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 情報通信業 |
| 卸売業、小売業 | 運輸業、郵便業 | 金融業、保険業 | 不動産業、物品賃貸業 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 宿泊業、飲食サービス業 | 生活関連サービス業、娯楽業 | サービス業(他に分類されないもの) |

- (3) 業種別ガイドラインを遵守し、愛知県「安全・安心宣言施設」に登録してある者
- (4) 事業収入を得ており、かつ、今後も事業を継続する意思がある者
- (5) 事業に必要な許可を有している者。ただし、テイクアウト・デリバリー支援の補助金を受けようとする者は、新城市商工会の新城テイクアウト・デリバリー応援プロジェクトに登録し、かつ、食品営業許可のうち飲食店営業の許可を有する者
- (6) 暴力団員等でない者

★補助の対象及び補助率

注) 事業目的に沿った経費区分と対象経費が限られています。別表を参照して下さい。

★申請期間 令和3年8月31日(火)まで

★事業期間 令和3年10月31日(日)まで

※納品、設備整備及びその支払いが完了する日

★補助金交付までの流れ

- ①市へ申請書等提出 → ②市が申請書の受理・審査 → ③市からの交付決定受理
→ ④事業着手(購入・整備) → ⑤購入、整備費用支払い → ⑥市へ実績報告書等提出
→ ⑦市からの確定通知受理 → ⑧市へ補助金請求(補助金交付)

注) 原則、購入や整備ができるのは申請書提出後、交付決定を受けた後になります。交付決定前の購入や整備は補助金交付の対象となりませんのでご注意ください。

★問い合わせ・申請先

新城市産業振興部商工政策課 電話 0536-23-7634(土、日、祝日を除く9時から17時まで)
Mail shoukou@city.shinshiro.lg.jp

【別表】補助の対象及び補助率について

| 補助対象事業 | 事業の目的 | 経費区分と対象経費 | 補助率等 |
|----------------------------|--|---|--|
| <p>テイクアウト・ デリバリー支援</p> | <p>消費行動の変化など新たな飲食に係るニーズに対応するため、テイクアウトやデリバリーにより売上を確保し、事業継続を図るため</p> | <p>①消耗品 ・使い捨て容器(レジ袋除く) ・割りばし ・使い捨てのスプーンやフォーク ・おしぼり ②広告宣伝 ・メニュー表やチラシの作成費 ・のぼり旗等の作成費 ・メニュー写真の撮影費 ・新聞・雑誌 ・インターネット等の広告掲載料 ③備品購入 ・クーラーボックス、保温庫 ・テント ・おかもち等運搬容器 ・机</p> | <p>補助率1/2以内 補助金の限度額 10万円以内</p> |
| <p>事業者PR支援</p> | <p>インターネットを利用した事業所の販路開拓、人材確保の機会を確保するため</p> | <p>①販路開拓 ・HPの開設に係る初期費用 ・既存HPの変更に係る費用 ・ECサイトの開設に係る初期費用 ・Web展示会、ネット広告等に係る費用 ②人材確保支援 ・動画作成に係る委託費用 ・HPの開設に係る初期費用 ・既存HPの変更に係る費用 ※維持管理に要する費用、備品購入費は補助対象外</p> | <p>補助率1/2以内 補助金の限度額 10万円以内</p> |
| <p>感染防止対策</p> | <p>飛沫防止及び非接触対策を施し、安心安全な環境を整備し、消費者(来場者)の利用を促すため</p> | <p>①飛沫防止 ・パーテーション ・間仕切り ・カーテン設置 ②非接触対策 ・非接触型消毒器 ・非接触型自動検温機 ・CO2濃度測定器 ・タブレット式注文設備 ・食券機(セルフレジ) ・手洗い自動水栓 ・キャッシュレス決済端末導入</p> | <p>補助率2/3以内 補助金の限度額 20万円以内</p> |